

第二百二十八号議案

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年六月九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

第一条 東京都児童相談所条例（昭和二十八年東京都条例第一百十九号）の一部を次のように改正する。  
別表東京都杉並児童相談所の項を削り、同表東京都町田児童相談所の項の次に次のように加える。

東京都多摩中部児童相談所

東京都杉並区南荻窪四丁目二十  
三番六号

武蔵野市 三鷹市

第二条 東京都児童相談所条例の一部を次のように改正する。

別表東京都小平児童相談所の項中「小金井市 小平市 東村山市 国分寺市 東大和市」を「小平市 東村山市 東大和市」に改め、同表東京都多摩中部児童相談所の項中「三鷹市」を「三鷹市 小金井市 国分寺市」に改める。

附 則

この条例は、令和八年十一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和九年四月一日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第十二号）の施行に伴い、杉並区が行うこととする事務について規定を整備するほか、東京都多摩中部児童相談所の設置に伴い所要の改正を行う必要がある。